

## 特集

インボイス制度(適格請求書等保存方式)  
の概要

## プロフィール

あすか税理士法人  
代表社員税理士

米田 明広(よねた あきひろ)

- ・ 出身地：小樽市
- ・ 生年月日：1983年5月
- ・ 札幌学院大学大学院法学研究科 法学修士
- ・ 小樽商科大学大学院商学研究科 経営管理修士
- ・ 税理士／税務調査士／MBA／M&A マッチングクリエイター



## I はじめに

令和5年10月1日からインボイス制度(適格請求書等保存方式)がスタートします。

テレビや雑誌等の各メディアで「インボイス制度が始まります」と耳にする機会も多くなりましたが、インボイス制度とは具体的にどのようなものなのでしょう?事業者はどのような準備をすればよいのでしょうか?インボイス制度の概要について簡単にご紹介させていただきます。

## II 制度の背景

## 1. 消費税の仕組み

消費税は、平成元年4月1日に我が国に導入されました。

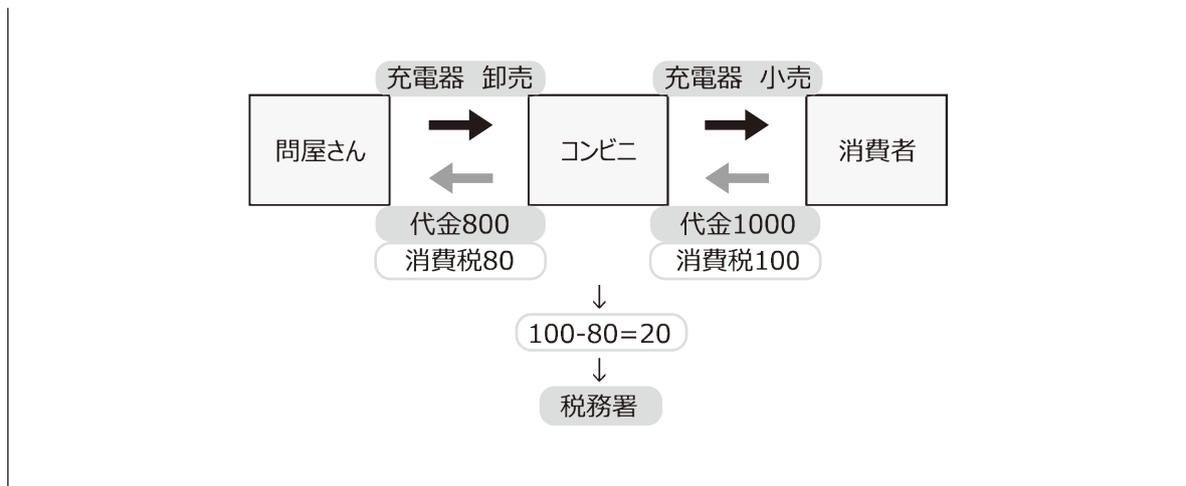
消費税は私たちの生活にすっかり馴染んでしまっていますので、普段の生活の様々な場面で支払っている消費税について気に留めることは少ないかもしれませんが、しかし、実際の消費税の計算方法は複雑で、課税の公平が保たれていない部分も多くあります。今回のインボイス制度も納税者間の不平等を是正するための施策といえます。

まずは消費税の複雑な計算方法について具体的に見てみましょう。

私たちがコンビニで定価1,000円の充電器を買う場合、商品代金1,000円とは別に100円の消費税を支払うことになります。この時コンビニは、私たちから預かった100円をそのまま国等に納めるわけではありません。それでは、私たちが支払った100円の消費税はどのようにして国等に納められるのでしょうか?

コンビニが問屋さんから充電器を800円で仕入れ、それを消費者に1,000円で販売している場合を考えてみると、消費税の計算は次のようになります。

- ①コンビニは、問屋さんから充電器の代金800円と消費税80円を支払う
- ②コンビニは、消費者から充電器の代金1,000円と消費税100円を受取る
- ③コンビニは、預かった消費税(仮受消費税)100円から支払った消費税(仮払消費税)80円を差し引いた金額20円を国等に納める



各事業者は、預かった消費税（仮受消費税）から、流通の前段階（今回の場合は問屋さん）に支払った消費税（仮払消費税）を差引いて納税することになります。問屋さんが行うメーカーからの仕入れを無視して考えると、私たち最終消費者が支払った消費税100円は、コンビニが納付する消費税20円と問屋さんが納付する消費税80円との合計額に一致します。

このように消費税は、税金を負担する者（担税者）は、最終消費者ですが、実際に税金を納付する者（納税義務者）はコンビニや問屋さん等の各事業者です。また各事業者の納税額は、預かった消費税（仮受消費税）から支払った消費税（仮払消費税）を差引くことにより計算されます。ここで販売等により預かった消費税（仮受消費税）から仕入れ等により支払った消費税（仮払消費税）を差し引く計算方法を仕入税額控除といいます。

## 2. 「益税」って何？

先ほどの例では、コンビニも問屋さんも消費税の納税義務のある「課税事業者」を想定していました。しかし、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の小規模な事業者については、原則として「免税事業者」として、消費税の納税義務は免除されています。

先ほどの例の問屋さんが免税事業者であった場合、消費税の計算方法はどのようになるのでしょうか？

### ①令和5年9月30日まで

- ・ 消費者はコンビニに消費税100円を支払います
- ・ コンビニは消費者から預かった消費税（仮受消費税）100円から問屋さんに支払った消費税（仮払消費税）80円を差引いた差額20円を納税します
- ・ 問屋さんはコンビニから預かった消費税相当額80円について、納税義務はありません

現行法の下においては、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除を行うことが認められているため、コンビニは、仮受消費税100円から仮払消費税80円を差引き、差額20円を納税することになります。また、問屋さんは免税事業者であり消費税を受取ることは予定されていませんが、現実の商取引においては、商品代金とは別に消費税相当額80円を受取ることが通常でしょう。そしてこの消費税相当額80円について納税することはありません。つまり、問屋さんがコンビニから受取る80円は問屋さんの売上となりますが、預かっている消費税（仮受消費税）としてその全額を納税することはないのです。

この80円がいわゆる「益税」であり、課税の公平を害していると考えられるため、令和5年10月1日以降はインボイス制度導入により次のように取り扱いが変わります。

## ②令和5年10月1日以後（インボイス制度導入以後）

- ・消費者はコンビニに消費税100円を支払います
- ・コンビニは消費者から預かった消費税（仮受消費税）100円を納税します
- ・問屋さんはコンビニから消費税相当額80円を受取れない??

インボイス制度の下で仕入税額控除を適用するには、原則として「**適格請求書等の保存**」が求められます。そして**適格請求書等を発行できるのは、課税事業者に限られます**（厳密には、課税事業者かつ適格請求書発行事業者に限られます）。今回のケースを考えると、**コンビニは問屋さんから仕入れた商品について、仕入税額控除を受ける事はできませんから、他の課税事業者である問屋さんへと取引業者を変更することが想定されます**。またこれまで問屋さんが売価に付加していた消費税相当額80円について、**値下げを求めることも想定されます**。

現在課税事業者である皆さんも適格請求書発行事業者としての登録やインボイス制度に対応したフォーマットの請求書等を作成するための準備を行う必要がありますが、インボイス制度の導入にむけて難しい判断を迫られるのは、**現在免税事業者である皆さんだ**と思います。なぜなら、免税事業者の皆さんは、インボイス制度導入後も免税事業者を維持することができる一方、自ら課税事業者を選択し、登録することで適格請求書発行事業者となることもできるからです。

**免税事業者の皆さんは、自らの事業の中心的な顧客層はどういう方々なのかを今一度洗い出してみましょ**う。例えば顧客が一般消費者だけだと想定される場合、一般消費者は消費税の納税義務はない⇒仕入税額控除を受けることは想定されない⇒適格請求書の交付を要求されることはない⇒今のまま免税事業者を維持すればよい、という結論になると思います。逆に顧客が課税事業者ばかりだという場合、顧客は消費税の納税義務がある⇒仕入税額控除を受けることが想定される⇒適格請求書の交付を要求されることが想定される、そのため**課税事業者を選択することにより消費税の納税義務が生じても、適格請求書発行事業者となることで、これまでの取引関係を円滑に維持するか、それとも、免税事業者のまま**いるかの選択が迫られることとなります。後述しますが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの6年間は、課税事業者が免税事業者から課税仕入れを行った場合でも、一定の割合について仕入税額控除することが認められています。判断がつかない場合は、この経過措置の期間内にじっくり検討してみるのも良いかもしれません。

## Ⅲ インボイス制度への対応

### 1. 「適格請求書発行事業者」登録

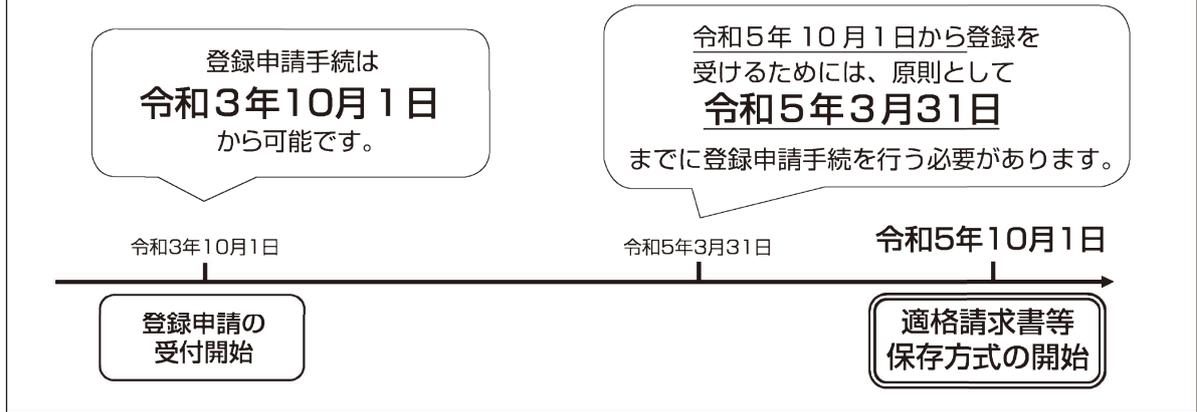
令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）がスタートします。課税事業者である買い手は、適格請求書等を保存しないと仕入税額控除ができなくなります。適格請求書等は「**適格請求書発行事業者**」のみが発行できるため、売り手は登録申請をして「**適格請求書発行事業者**」になる必要があります。「**適格請求書発行事業者**」には、登録番号が付与され、適格請求書等にはこの登録番号を記載することになります。また、「**適格請求書発行事業者**」の氏名又は名称および登録番号については、国税庁HP「**定格請求書発行事業者公表サイト**」に公表されます。

「**適格請求書発行事業者**」として登録できるのは、**課税事業者に限られます**。免税事業者が適格請求書等を発行するためには、**課税事業者となり、かつ登録申請をすることにより「適格請求書発行事業者」になる必要があります**。<sup>\*1</sup>

### 2. 登録申請書の提出期限

「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」の受付は既に開始されています。インボイス制度が始まる令和5年10月1日から適格請求書等を発行するためには、令和5年3月31日までに「**適格請求書発行事業者**」の登録申請を行う必要があります。

## 登録申請のスケジュール



### 3. 「適格請求書等保存方式」とは

インボイス制度が始まる令和5年10月1日以降、仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿と適格請求書等の保存が必要になります。これを「適格請求書等保存方式」といいます。

適格請求書等には、現行制度下で適用されている区分記載請求書の記載事項に加えて登録番号や適用税率、税率ごとに区分した消費税額等の記載事項が追加されます。また、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業等については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

#### 【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

#### 適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象

#### 適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

スーパー○○  
東京都...  
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

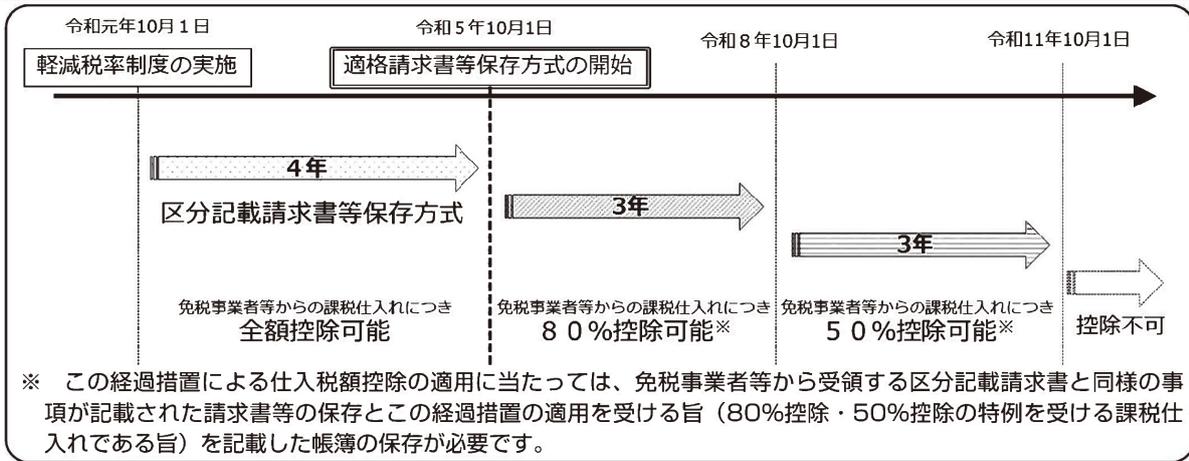
ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内 消費税額		50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

\* 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

#### 4. 経過措置

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から令和11年9月30日までの6年間については、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合につき控除可能な経過措置が設けられています。



- ※1 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日（令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日から生じることとなります。）から課税事業者となる経過措置が設けられています。したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。  
 （国税庁HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>）

